

【裁定委員会】2021年11月18日付け決定

●事案1

- 1 懲罰対象者  
U12 及び U15 カテゴリーのコーチ
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2021年10月14日（仮の処分決定の日）から、2年間停止する。  
（バスケットボールに関する一切の活動について、2年間停止する）
- 3 懲罰の起算日  
2021年10月14日（仮の処分決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要  
所属チーム児童複数名に対する暴力（平手で叩く、蹴る等の有形力の行使）

## ●事案 2

### 1 懲罰対象者

私立高校バスケットボール部元顧問

### 2 懲罰の内容

- ・本協会の登録資格を1年間停止する  
(バスケットボールに関する一切の活動について、1年間停止する)
- ・保有するライセンスを下位の級に降級する

### 3 懲罰の起算日

2021年11月18日(理事会決定の日)

### 4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

### 5 事案の概要

- ① 部員に対する暴力(頬を数回叩く、髪を掴んで引っ張る有形力の行使)
- ② 部員に対する暴言
- ③ 部員に対する不合理な指導(罰走)

●事案 3

1 懲罰対象者

U12 及び U15 カテゴリーのコーチ

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を 6 か月間停止する

(バスケットボールに関する一切の活動について、6 か月間停止する)

3 懲罰の起算日

2021 年 11 月 18 日 (理事会決定の日)

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第 3 条第 1 項(2)に定める「所属する団体の定款、規程、規定、命令および指示等に反する」行為に該当

5 事案の概要

所属協会から科された懲罰に対し、命令および指示に従わなかった行為